

奈良県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、倉橋溜池土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和七年十二月十六日

奈良県知事 山 下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	大倉 康至	磯城郡田原本町大字多四九七
	東浦 正典	桜井市大字倉橋四一八一二
	土谷 隆司	〃 大字上之庄四六二
	辻本 治	〃 大字大西八四三一一
	森本 勝己	樞原市太田市町七一
	増田 謙一	〃 石原田町二四三一一
	西浦 正嗣	磯城郡田原本町大字味間七八三
	増田 幸男	大字伊与戸一五一
	中西 正史	大字小阪一九九
	堀田 雅俊	大字保津一三三
	原田 辰彦	大字新屋敷一六九
	村田 保	樞原市上品寺町一五二
	飯上 佳史	〃 新口町四七四
	藤井 博	磯城郡田原本町大字阪手七八九
	植田 昌孝	〃 大字西竹田一四四
監事	大倉 康至	磯城郡田原本町大字多四九七
二 就任役員の役名、氏名及び住所		桜井市大字倉橋三〇四
理事	大倉 康至	〃 大字東新堂二九三
		〃 大字上之庄四三九
		樞原市葛本町五七六
		〃 十市町四八七
		磯城郡田原本町大字味間一六一一

大字伊予戸一五二

大字小阪一九九

桜井市大字大泉四二五二五
樋原市西新堂町一六六一二

新賀町四一四

磯坊郡田原本町大字宮森三三九

月 月 月 月 監事 月 月 月
梅田 石田 仲川 和田 上田 杉岡 中西 増田
宗宏 弘 勝三 三郎 博 雅司 正史 幸男

月 月 月 月 監事 月 月 月
梅田 石田 仲川 和田 上田 杉岡 中西 増田
宗宏 弘 勝三 三郎 博 雅司 正史 幸男